

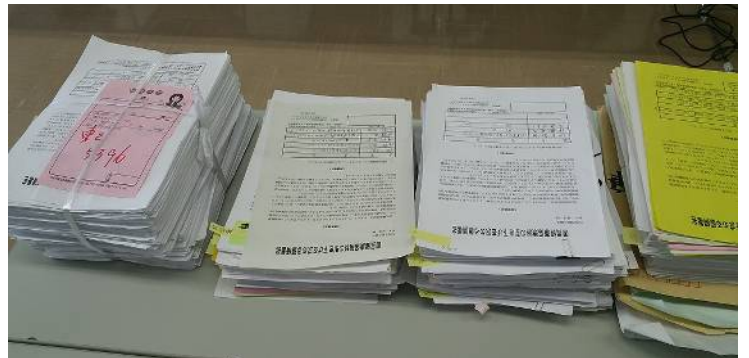
# 国保料引き下げ ニュース 2016

2017年1月18日(水) No.7  
国保料を引き下げる会 発行  
Tel823-0867 Fax821-3701  
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp  
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

## 2月3日(金) 陳情提出、第1次署名提出

### 署名の推進と 署名用紙の集中を！

みなさんの奮闘で、国保料引き下げ署名は実署名数で3万を超えるものとみられます。現在事務局にある署名は約27000筆、署名報告では29896筆です(届いているものと報告数の合計は55309筆)。いよいよ提出が迫ってきましたので、集約と、引き続き署名推進をよろしくお願いいたします。



各団体・地域からたくさんの方のご参加をお願いします。

#### 【1回目】陳情と署名提出、会派要請行動

2月3日(金) 11:00市役所17階市議会ロビー集合

①持参した署名の集計、②会派要請、③議会事務局へ陳情書の提出

※この日は市議会開会日ではないので、議員が少ない可能性があります。

#### 【2回目】署名追加提出・会派要請行動

2月21日(火) 11:30市役所17階市議会ロビー集合

①会派への陳情要請、②追加署名の提出 ※市議会開会日です。

【3回目】陳情審議の日程が決まった時点でお知らせします。

### 新年最初に国保の学習

勤医協伏古10条クリニック

伏古10条クリニックは、仕事始めの1月4日、全職員会議の中で、学習が不足だったからと「札幌の国保」について学習会を設定(講師齊藤札幌社保協事務局長)。職員30人余りが熱心に学習しました。



### 12/13市交渉の際の課題について回答(折衝含む)

- ①北区の事例 「大変厳しい生活の中で納付していることは理解」「年度内完納でなければ納付相談ではない、は正しくなく納付相談になる」「完納にならない分割納付約束はできない。現年度分は翌年5月まで、滞納繰越は2年以内」
- ②換価の猶予の実績はなし
- ③中央区民の会での回答「財産調査・滞納処分は、滞納整理事務における根幹の事務処理」との文言は言葉足らずであり、「まずは滞納者と接触を図り、納付相談を行うことが最優先」との中央区の認識である、
- ④滞納整理取り扱い要領の未公開部分の開示は、公開すると今後の調査や具体的な方法が予測できるため公開できない。処分停止の要件は国税徴収法より市の基準は緩和している。
- ⑤豊平区の「借金しても払え」というのは3年前の事例で、事実関係が不明。担当者がそのような言ったことはない。借金での支払いは市の方針ではない
- ⑥保険料部分の回答は保険一般に文言を修正したが、認識としては国保は被保険者の保険料だけでなく、国庫負担、道・市の負担があることはその通り